

規制改革推進会議 人への投資 ワーキング・グループ（第5回）資料

養育費の確保に関する取組状況について

2022年3月28日
内閣府

「当面の規制改革の実施事項」を受けての方向性

当面の規制改革の実施事項（令和3年12月22日規制改革推進会議）

それぞれの柱における規制改革の推進

3. 「人」への投資

ク 養育費の確保に向けた取組

【a：令和5年の通常国会を目途に法案提出、b：引き続き措置、c：令和3年度検討開始、早期に結論】

a 法務省は、養育費の確保のための裁判手続に関するひとり親の負担軽減の観点から、令和5年の通常国会における法案提出を目途に速やかに民事基本法制の見直しに関する検討を進める。

b 法務省は、養育費の確保のための裁判手続について、法テラスにおいて、分かりやすく効果的な情報提供を行うとともに、弁護士会等の協力も得つつ、ひとり親からの相談に的確に対応する。

c 内閣府、法務省及び厚生労働省は、配偶者からの暴力の被害者を含め、ひとり親が養育費を確保するための方策（aの民事基本法制の見直しに関するものを除く）の充実にに向けた検討に連携して取り組み、一定の結論を得る。



内閣府は、政府全体の子供の貧困対策を取りまとめている「子供の貧困に関する大綱」等を推進する立場から、個別施策を担当している法務省及び厚生労働省と連携して取り組んでいく。

養育費の確保に関するこれまでの取組

内閣府では、「子供の貧困対策に関する大綱」や「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」において、養育費の確保の推進や不払い解消について、関連施策を位置付け。

子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月閣議決定）

（養育費の確保の推進）

債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、民事執行法の改正により、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにするるとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続を新設することとしたため、関係機関等にこれらの制度を周知する。

このほか、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行うなど、適切な施行を図っていく。

また、養育費の取決めを促すため、地方公共団体における弁護士等による相談等の実施や、養育費相談支援センターにおいて、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成等、養育費に関する相談支援を行う。

さらに、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、引き続き養育費等の取決めについて解説したパンフレットを市区町村の窓口において離婚届の用紙と同時に交付する。

女性活躍・男女共同参画の重点方針2021（令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

養育費の不払解消

養育費（父母の別居に伴う婚姻費用の分担も同様。以下同じ。）の取決め等を促進するため、動画等による効果的な情報提供を行う。【法務省】

養育費等相談支援センターや地方公共団体等における各種相談等を推進する。また、令和3年度に拡充した離婚前後親支援モデル事業が多くの地方公共団体で活用されるよう、好事例の展開を図るなどあらゆる機会を通じて地方公共団体の取組を促す。【厚生労働省】

養育費等の制度を見直す法改正に向け、実効性の高い法的支援・解決の在り方等の分析のため、地方公共団体と連携して、利用者目線のモデル事業の実施を始めとする実証的調査研究を進める。【法務省】

子供の貧困対策に関する大綱において、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため指標を設定しており、養育費についても設定しているところ。

指標

ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合

母子世帯 42.9%（平成28年度）（出所：全国ひとり親世帯等調査）

父子世帯 20.8%（平成28年度）（出所：全国ひとり親世帯等調査）

ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合

母子世帯 69.8%（平成28年度）（出所：全国ひとり親世帯等調査（特別集計））

父子世帯 90.2%（平成28年度）（出所：全国ひとり親世帯等調査（特別集計））

我が国のひとり親家庭の親の就業率は高いにもかかわらず、子供がいる現役世帯のうち、大人が一人である世帯の貧困率は高い。これは離婚後の生活を下支えする養育費の確保が十分になされていないことが原因の1つと考えられ、ひとり親家庭の生活に必要な経済的資源確保の必要性から、離婚後の子供の養育費の確保の状況を把握する必要があると考えられるとの理由で、令和元年に新たな大綱が策定された際、指標に追加されたもの

主に、民事法制の見直しの観点から法務省が、ひとり親世帯の生活の安定と児童の福祉の増進等の観点から厚労省が、連携しつつ、施策を検討、推進。

法務省

【法制面の検討】

- ・ 法務大臣養育費勉強会
- ・ 養育費不払い解消に向けた検討会議
- ・ 不払い養育費確保のための支援に関するタスクフォース（法務省・厚生労働省）
- ・ 子どもの利益確保のための司法アクセス改善PT
法制審議会家族法制部会（R3.3～審議中）

【予算事業】

- ・ 父母の離婚等に伴う子の養育の在り方に関する調査研究事業（R3.9～）

【運用】

- ・ 養育費の確保に向けた戸籍担当部署とひとり親支援部署との連携強化に関する通知
（法務省、厚生労働省から、自治体の各担当部署に通知）

厚生労働省

【法制面の検討】

- ・ 不払い養育費確保のための支援に関するタスクフォース（法務省・厚生労働省）

【予算事業】

- ・ 離婚前後親支援モデル事業
- ・ 養育費等支援事業
- ・ 養育費等相談支援センター事業
- ・ 面会交流支援事業

【運用】

- ・ 養育費の確保に向けた戸籍担当部署とひとり親支援部署との連携強化に関する通知
（法務省、厚生労働省から、自治体の各担当部署に通知）

令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書

内閣府において、令和3年2～3月に全国の子供（中学2年生）及びその保護者に対して、子供の生活状況調査を実施し、12月に分析結果を公表。

現在の暮らしの状況をどのように感じているかについては、
「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合は、
「ふたり親世帯」では21.5%、
「ひとり親世帯」全体では51.8%、
「母子世帯」のみでは53.3%となっている。

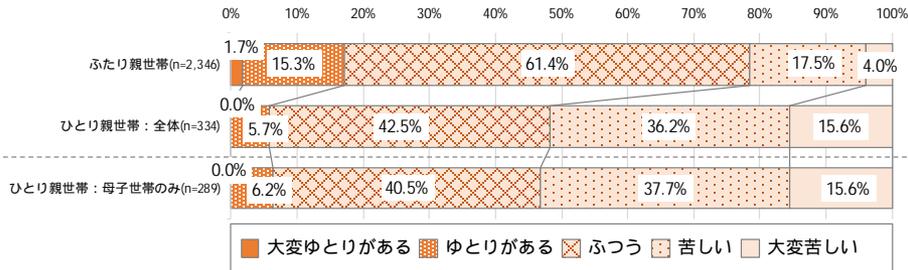


図2-1-1-10 世帯の状況別、暮らしの状況についての認識

過去1年間に必要とする食料が買えなかった経験があったかについては、「よくあった」、
「ときどきあった」、「まれにあった」を合わせた割合は、
「ふたり親世帯」では8.5%、
「ひとり親世帯」全体では30.3%、
「母子世帯」のみでは32.1%となっている。

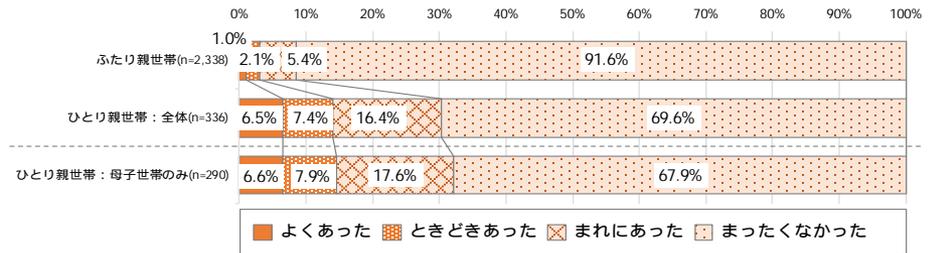


図2-1-1-13 世帯の状況別、食料が買えなかった経験

過去1年間に、必要とする衣服が買えなかった経験があったかについては、「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」を合わせた割合は、「ふたり親世帯」では13.1%、「ひとり親世帯」全体では38.9%、「母子世帯」のみでは41.0%となっている。

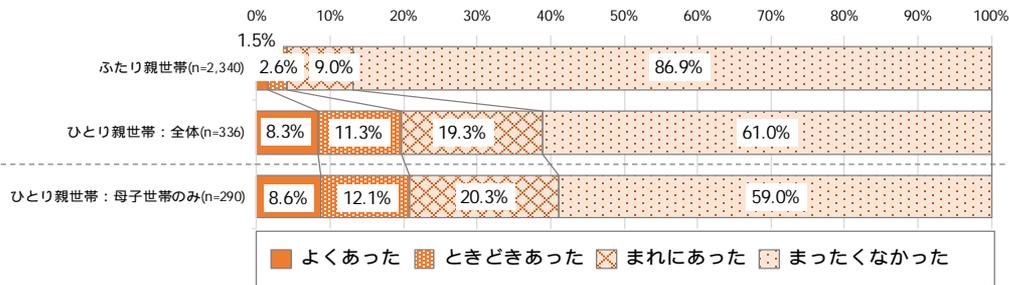


図2-1-1-16 世帯の状況別、衣服が買えなかった経験

過去1年間に、「電気料金」、「ガス料金」、「水道料金」について経済的な理由で未払いになったことがあったかについて、いずれか1つ以上該当する割合は、「ふたり親世帯」では4.3%、「ひとり親世帯」全体では16.2%、「母子世帯」のみでは16.4%となっている。

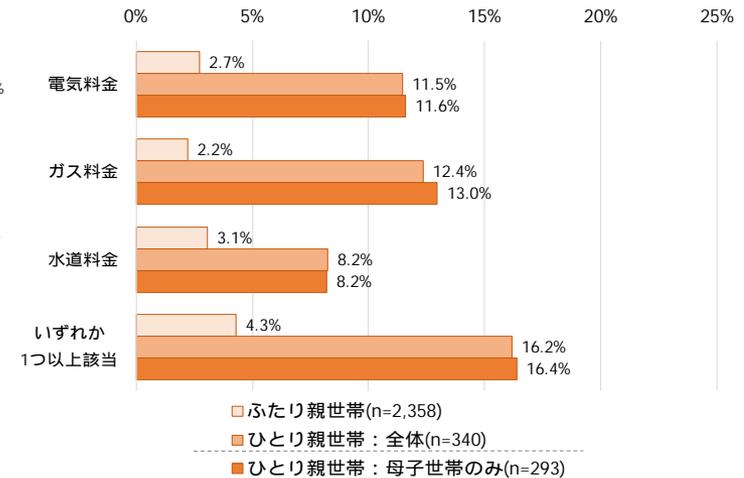


図2-1-1-19 世帯の状況別、公共料金における未払いの経験



ひとり親世帯では、現在の暮らしの状況を苦しいと感じている割合、「食料が買えなかった経験」や「衣服が買えなかった経験」、「公共料金の未払い」が生じている割合がふたり親世帯より高く、より多くの困難に直面している。

養育費の取り決め・受け取りの有無

離婚と回答した人に、離婚相手との子供の養育費の取り決め・受け取りについて尋ねたところ、取り決めの状況について、

- 「取り決めをしており、養育費を受け取っている」(29.3%)、
- 「取り決めをしているが、受け取っていない」(17.7%)を合わせ、
- 「取り決めをしている」との回答は47.0%、

受け取りの状況は、上記の取り決めをし受け取っている割合(29.3%)に、
 「特に取り決めはしていないが、養育費を受け取っている」(4.2%)を合わせ、
 「受け取っている」との回答は33.5%となっている。

母子世帯のみで集計すると、「取り決めをしている」は50.2%、「受け取っている」は37.7%。

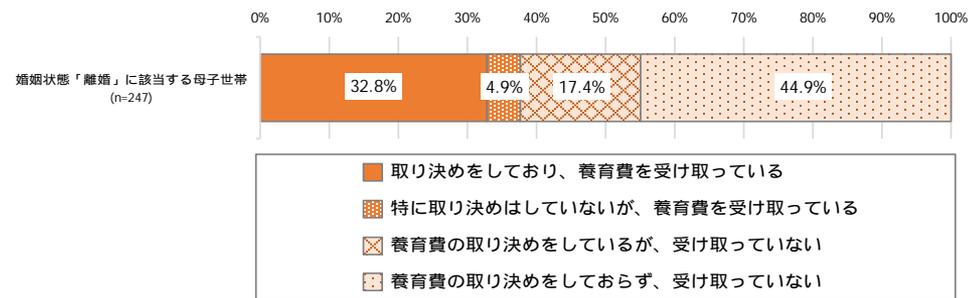
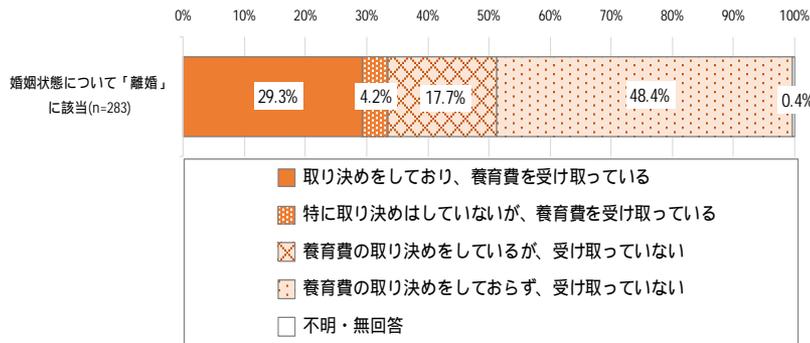


図2-1-1-20 養育費の取り決めの有無

図2-1-1-21 母子世帯、養育費の取り決めの有無

養育費について、ひとり親世帯の「約半数」が取り決めをしておらず、ひとり親世帯の「約3分の2」が受け取っていない。

(参考)

pq4 お子さんと同居し、生計を同一にしている親の婚姻状況を教えてください。

| | 件数 | | | 割合 | | | 割合(除く不明・無回答) | | |
|--------------------|-------|----------------|-----------|------------------|-------------------------|--------------------|------------------|-------------------------|--------------------|
| | 中央値以上 | 中央値2分の1以上中央値未満 | 中央値2分の1未満 | 中央値以上 N=1,318 | 中央値2分の1以上中央値未満 N=967 | 中央値2分の1未満 N=338 | 中央値以上 N=1,318 | 中央値2分の1以上中央値未満 N=966 | 中央値2分の1未満 N=337 |
| 結婚している(再婚や事実婚を含む。) | 1,277 | 840 | 172 | 96.9% | 86.9% | 50.9% | 96.9% | 87.0% | 51.0% |
| 離婚 | 33 | 103 | 136 | 2.5% | 10.7% | 40.2% | 2.5% | 10.7% | 40.4% |
| 死別 | 6 | 15 | 15 | 0.5% | 1.6% | 4.4% | 0.5% | 1.6% | 4.5% |
| 未婚 | 1 | 4 | 12 | 0.1% | 0.4% | 3.6% | 0.1% | 0.4% | 3.6% |
| いない、わからない | 1 | 4 | 2 | 0.1% | 0.4% | 0.6% | 0.1% | 0.4% | 0.6% |
| 不明・無回答 | 0 | 1 | 1 | | 0.1% | 0.3% | - | - | - |
| 全体 | 1,318 | 967 | 338 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

pq5 離婚相手と子供の養育費の取り決めをしていますか。

| | 件数 | | | 割合 | | | 割合(除く不明・無回答) | | |
|---------------------------|-------|----------------|-----------|---------------|-------------------------|--------------------|---------------|-------------------------|--------------------|
| | 中央値以上 | 中央値2分の1以上中央値未満 | 中央値2分の1未満 | 中央値以上 N=33 | 中央値2分の1以上中央値未満 N=103 | 中央値2分の1未満 N=136 | 中央値以上 N=33 | 中央値2分の1以上中央値未満 N=103 | 中央値2分の1未満 N=135 |
| 取り決めをしており、養育費を受け取っている | 13 | 32 | 35 | 39.4% | 31.1% | 25.7% | 39.4% | 31.1% | 25.9% |
| 特に取り決めはしていないが、養育費を受け取っている | 1 | 4 | 6 | 3.0% | 3.9% | 4.4% | 3.0% | 3.9% | 4.4% |
| 養育費の取り決めをしているが、受け取っていない | 7 | 18 | 23 | 21.2% | 17.5% | 16.9% | 21.2% | 17.5% | 17.0% |
| 養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない | 12 | 49 | 71 | 36.4% | 47.6% | 52.2% | 36.4% | 47.6% | 52.8% |
| 不明・無回答 | 0 | 0 | 1 | 0.0% | 0.0% | 0.7% | - | - | - |
| 全体 | 33 | 103 | 136 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

※5%水準で統計的に有意な差異ではなかった

出典：令和3年子供の生活状況調査の分析報告書(内閣府R3年12月公表)p.183

今後の取組の方向性

当事者の置かれている状況と求めている支援、現在の国等の取組で何が足りていない（届いていない）のか等を把握するため、野田大臣の指示を受け、宮路大臣政務官の下、支援団体や当事者、自治体、実務者に対するヒアリングを実施中。

ヒアリングで示された課題の例

（取決め関係）

- ・ 養育費の取決めが進まない理由は多様であるが、相手に支払意思や経済的な能力がない場合が多い。

（支払い関係）

- ・ 養育費を取り決めた場合でも、取決めどおりの受け取りができていないケースが多い。
- ・ 元配偶者とのやり取りの精神的な負担が大きく、相手の給与等からの天引きや、行政による取立てや立替など、元配偶者と接触しない形での支払いを求める声が多い。

（相談支援関係）

- ・ 裁判手続きを含め、養育費取得に向けた手続きの全体像が分からないとの声が多い。
- ・ 養育費について相談する場合、専門的な支援を求める声が多い。
- ・ 養育費について話しにくい社会的雰囲気があり、気軽に相談できる窓口が必要との声が多い。

（意識改革関係）

- ・ 養育費が子供のために果たすべき義務であるとの意識が弱く、「払ってあげる」という姿勢の非監護親が多い。
- ・ 夫婦の問題ではなく子供の問題として、冷静かつ情に訴える必要がある。

個別の論点について着実に取組・検討を進めていくと同時に、

- ・ 養育費は子供のために当然支払うものといった社会での機運の醸成や、
 - ・ 自治体における部局間・関係機関間の連携やワンストップでの相談支援
- については、さらなる充実に向けた早急な取組が求められている。

(参考)

当事者の声

- 非正規の場合、働きに行かないと収入がなくなってしまう中で、働きに行けなくとも、児童扶養手当や児童手当などの確実に入る収入は重要で、養育費も確実に入れればだいぶ違う。
- 法律などの知識だけでなく、周りの風潮が大事。覚せい剤の「ダメ。ゼッタイ。」と同じように、子供がいるんだったら養育費不払いは許されないという風潮を作るとは当事者の支えになる。
- 養育費は子供のためにあるので頑張ってください、というような背中を押してあげる言葉があればよい。また、成功事例や経験談を知ることができれば心が明るくなる。
- 離婚を決めてから夫婦で仲良く両親学級に行くのは現実的ではない。できれば、子供のころから、結婚を決める前から、結婚生活に必要な知識を学んでほしい。

- 子育て支援みたいなのがワンストップ窓口になるとよい。たらい回しをされると、時間やガソリン代のロスになる。
- 何かあったらここに相談すればよいというのがあれば良い。相手方にも行政に相談したというのが分かればより良い。
- 当事者はパソコンを持っていない人が多く、自分で丁寧に情報を検索するのがやりにくかったり、苦手だったりする。スマホは一家に一台はあるのではないかと。LINEが一番届く。チャットボットなどを通して、養育費が支払われないとか、滞ったとかの際にどういう解決策があるのか、について公的などから出ているものがあればよい。
- DVやモラハラをする人は普通に会話できる相手ではない。離婚届にハンコを押させるだけでかなりの体力が必要で、養育費や面会交流などとなると話にならない。
- 2人だけの閉じた空間の中では、交渉は成立しない。行政からはしつこくお節介なぐらいアウトリーチしてほしい。

今後の課題

〇 養育費支払いに関する意識の改革に向けた啓発の抜本的な強化

< 関連する現行施策 >

- 養育費動画
- 政府広報オンライン記事
- 家族のことで悩んでいる子ども向けHP

〇 ワンストップでの相談支援のための連携の強化

〇 アウトリーチ支援

〇 気軽な相談窓口の増加

< 関連する現行施策 >

- 養育費等支援事業
- 離婚前後親支援モデル事業
- 養育費等相談支援センター事業
- 自治体と協力して法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究の実施
- 母子・父子自立支援員
- 離婚届チェック欄動画
- 養育費調停の簡単な申立書の作成、書き方動画
- 別居・離婚時リーフレット
- パンフレット

認定 NPO 法人キッズドア 養育費について

認定 NPO 法人キッズドア調査室

2022 年 3 月 23 日

養育費については、取り決め率や受け取り率が低く、今後改善が必要であるという指摘がなされています。こうした声を受け、一部自治体では、養育費取り決め・受け取りへの支援が開始されているところです。キッズドアでは、養育費の課題や支援への要望についてアンケートを実施しましたので、ご報告します。

1. アンケート概要（目的、調査対象・期間）

養育費の取り決め、受け取りに係る実態や課題を把握するとともに、養育費の取り決めや受け取りについての公的な支援への要望について調査する。

- 対象：ファミリーサポート事業登録の世帯（高校生までの子どもを持つ世帯、約 3960 件）
- 期間：2022 年 3 月 16 日～3 月 21 日
- 回答数：1319 件（回収率約 33%）

2. 調査まとめと提言

養育費の取り決めや受け取りが十分に行われていない実態は、本調査でも同様となった。

また、求める支援としては、プロフェッショナルからの支援や気軽に相談できる窓口など、問題や心配事に対して具体的に、かつ、専門的に相談してくれる人や組織への要望が多かった。

自由記述では、養育費が配偶者間の問題ではなく、子どもの権利の問題であることをもっと社会が認識してほしいという声、養育費を支払わずに逃げてしまうことが許されている仕組みになっていることを改善してほしいという声も多数寄せられた。また、養育費についての算定基準について、課題を指摘する声も多数寄せられた。なお、支払い能力がないケースも含め、支払い側の個別事情に応じて、柔軟に相談できる窓口がほしいという要望があった。

以上を踏まえると、今後は以下が重要となると考えられる。

<養育費の取り決めや受け取りについての5つの提言>

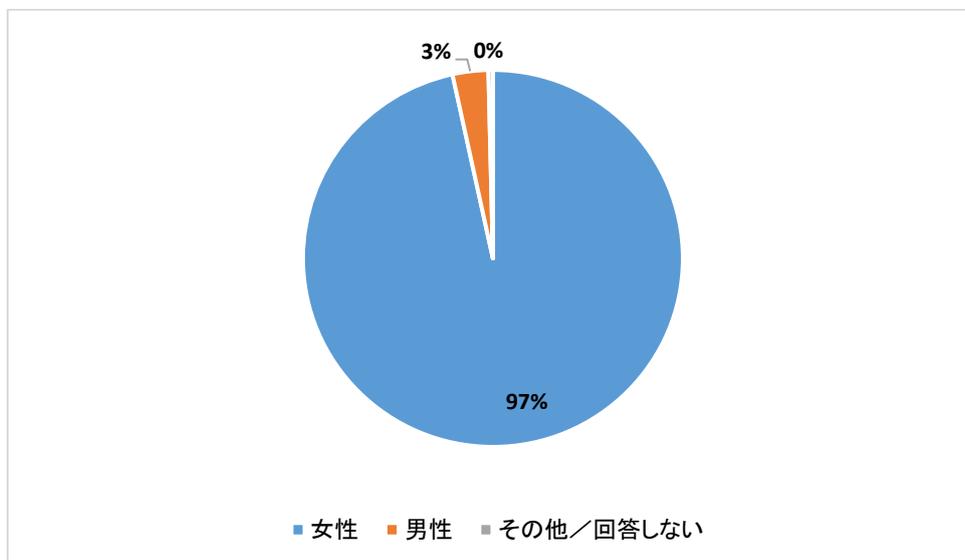
- 養育費は子どもの権利であり、受け取ることが当たり前、ということを世間の「常識」へ（TVCM や学校教育への導入など）。
- スムーズに受け取るための公的な支援制度の構築の検討を（マイナンバーとの紐付け、督促業務の代行、公的機関からの一時立て替え支払い等）。
- 養育費の取り決めへの公的な支援の導入を（弁護士等のプロへの相談や手続きのアドバイスを受けられる、取り決めに必要な費用の支援等）。
- 気軽な相談窓口の増加を。
- 相手が DV 被害側である、相手が資力不十分であるなど、個別の事情を抱えるケースへの特別な配慮を。

3. アンケート結果概要¹

3.1 回答者のプロフィール

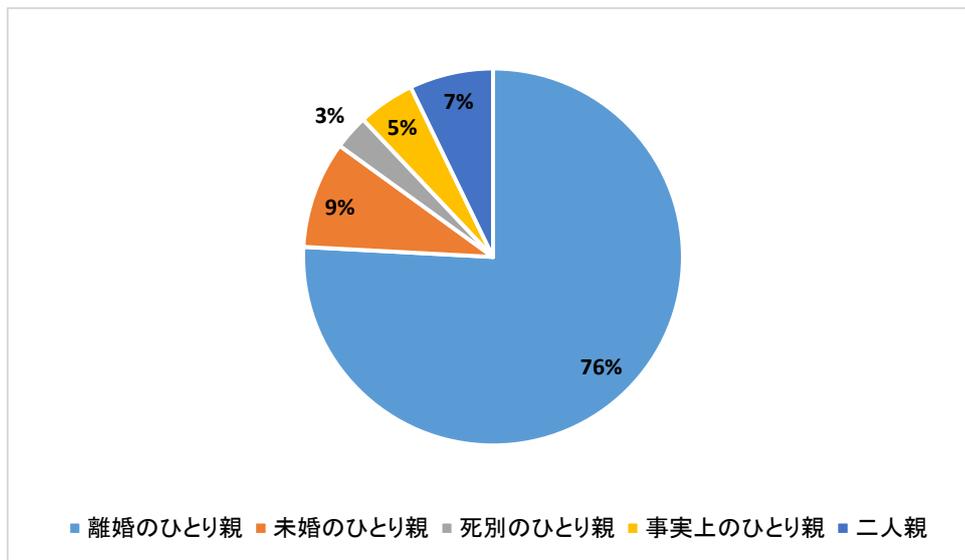
(1) 性別 (N=1315)

回答者の性別は、女性が97%であった。



(2) 婚姻状態、ひとり親になった経緯 (N=1317)

ひとり親になった経緯としては、76%が離婚によるものであった。一方、未婚、死別、事実上のひとり親（別居中、離婚調停中等）も一部存在しており、多様な実態がうかがわれる。

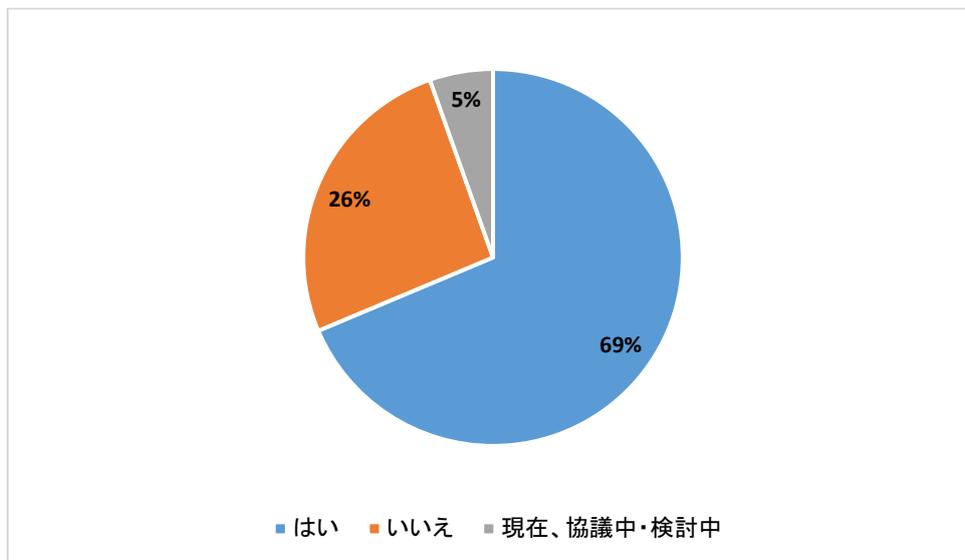


¹ 円グラフは単一回答、棒グラフは複数回答可の設問である。また、回答者数をNとして表記した。

3.2 養育費の取り決めの実態

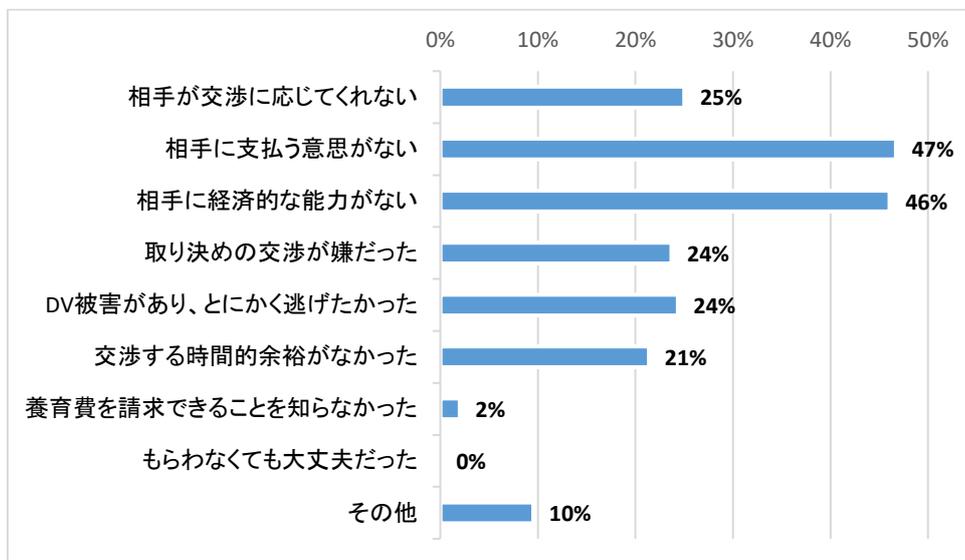
(1) 取り決めの有無 (N=1183)

離婚時等に養育費の取り決めをしたことがある人は 69%であった。一方、取り決めをしていない人が 26%存在している。



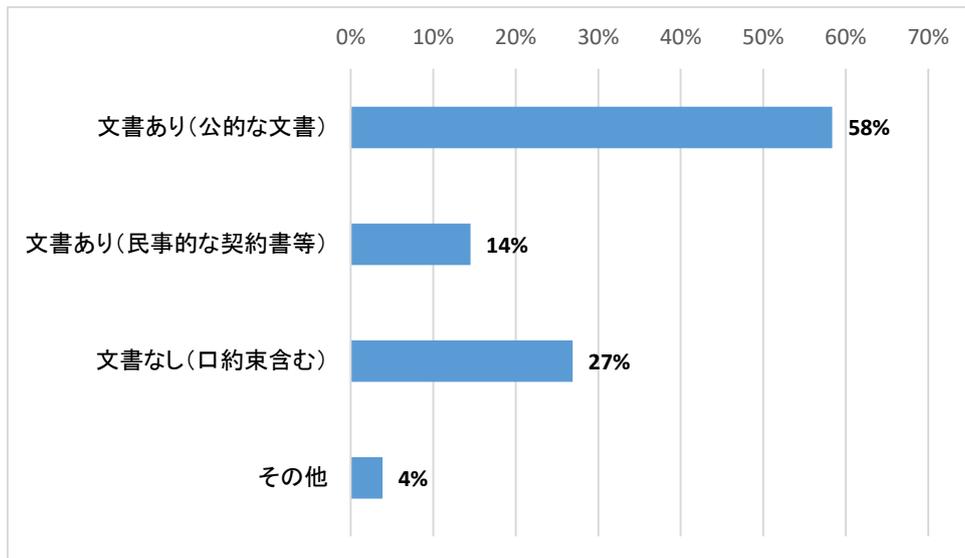
(2) 取り決めをしなかった理由 (N=304)

取り決めをしなかった人に、その理由を質問した。「相手に支払う意思がない」「相手に経済的な能力がない」が多かった。その他、相手が交渉に応じない、交渉が精神的に負担だった、時間的余裕がなかったなど、取り決めが進まない理由は多様であることがうかがえる。また、「DV被害があり、とにかく逃げたかった」という回答が 24%存在していた。



(3) 取り決めの形態 (N=807)

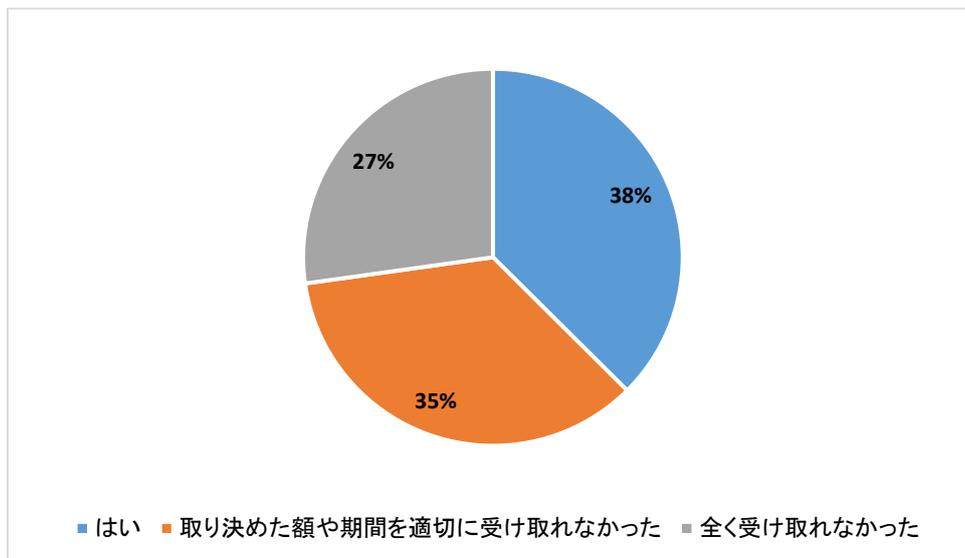
取り決めたという回答の人に、取り決めの形態について質問した。公的な文書による取り決めが58%となった。一方、口約束等の文書なしも27%存在していた。



3.3 養育費の受け取りの実態

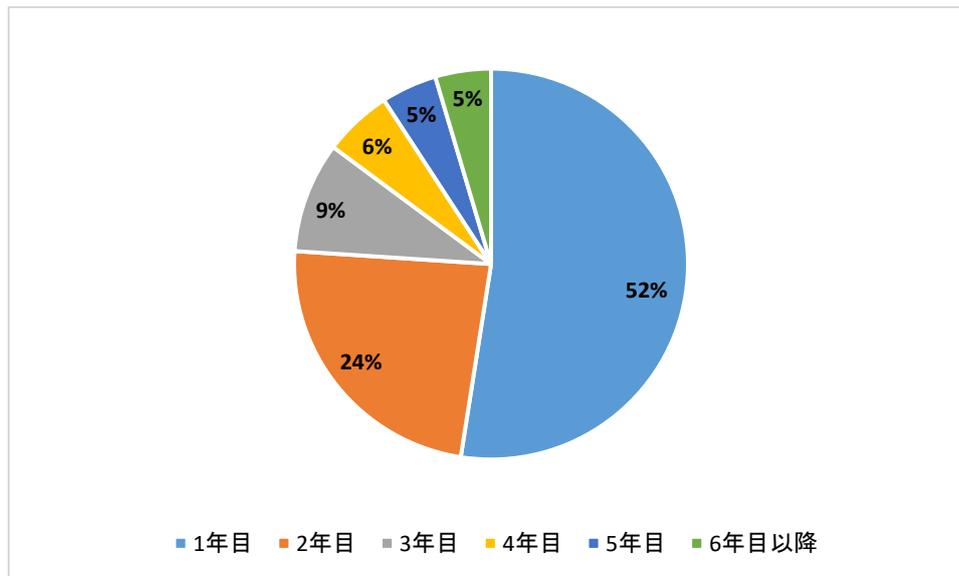
(1) 受け取りの実態 (N=808)

取り決めた人に、取り決めどおりに受け取れているかを質問した。35%が「取り決めた額や期間を適切に受け取れなかった」、27%が「全く受け取れなかった」と回答している。約6割の家庭が、取り決めどおりの受け取りができていないという実態が浮かび上がってくる。



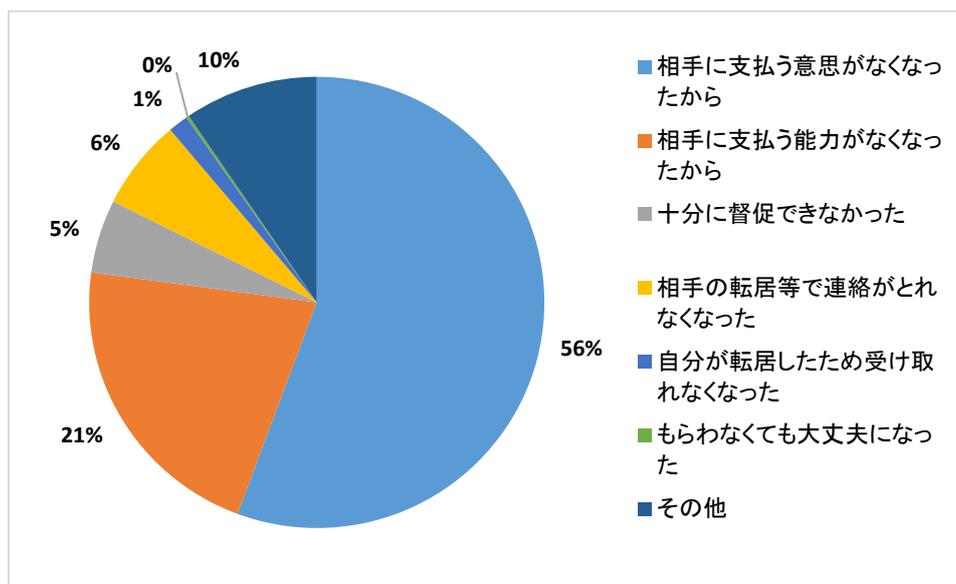
(2) 受け取れなくなった時期 (N=284)

「取り決めた額や期間を適切に受け取れなかった」、「全く受け取れなかった」と回答した人に、何年目で受け取れなくなったかを質問した。1年目が最多で、52%に達した。



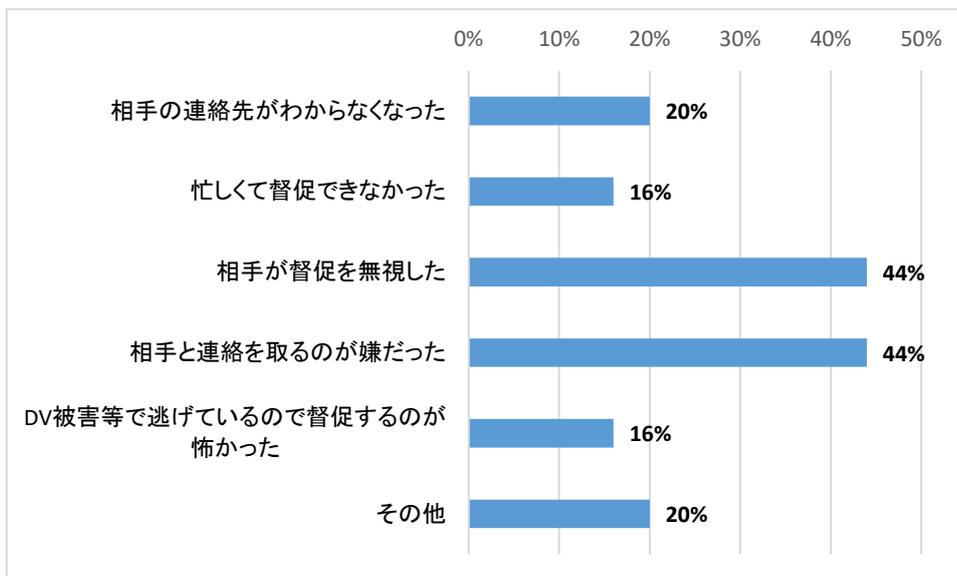
(3) 受け取れなくなった理由 (N=494)

「取り決めた額や期間を適切に受け取れなかった」、「全く受け取れなかった」と回答した人に、受け取れなくなった最も大きな理由についてひとつ回答してもらった。「相手に支払う意思がなくなったから」が最多で、56%となった。また、「相手に支払う能力がなくなったから」が次に続き21%であった。



(4) 督促ができなかった理由 (N=25)

「取り決めた額や期間を適切に受け取れなかった」、「全く受け取れなかった」と回答した人で、「十分に督促できなかった」ために受け取れなくなったと回答した人に、なぜ十分に督促ができなかったのかを質問した。「相手が督促を無視した」「相手と連絡を取るのが嫌だった」という回答が多かった。また、「DV被害等で逃げているので督促するのが怖かった」という回答が16%存在した。

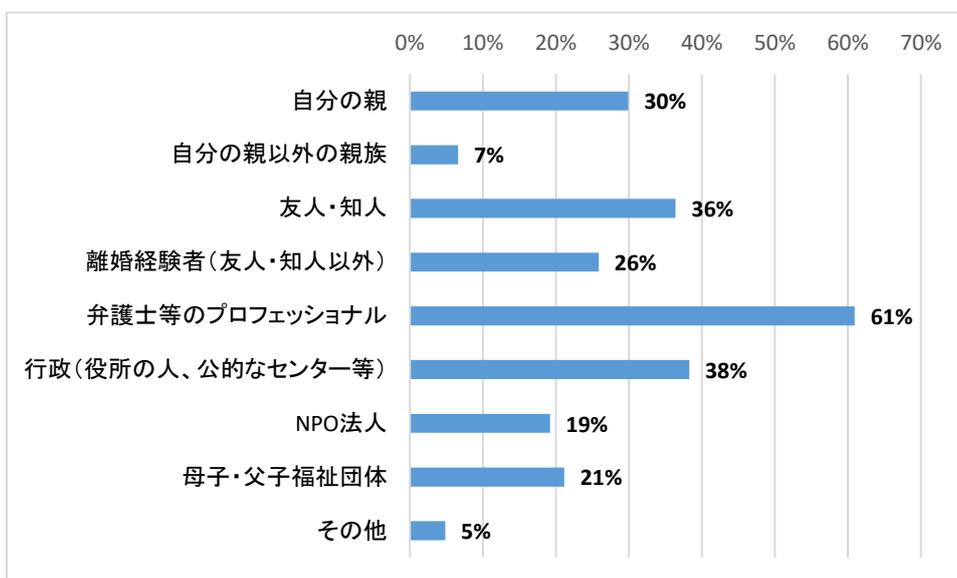


3.4 要望

以降は、養育費の取り決めをしていない人も含め、全員に質問をした結果である。

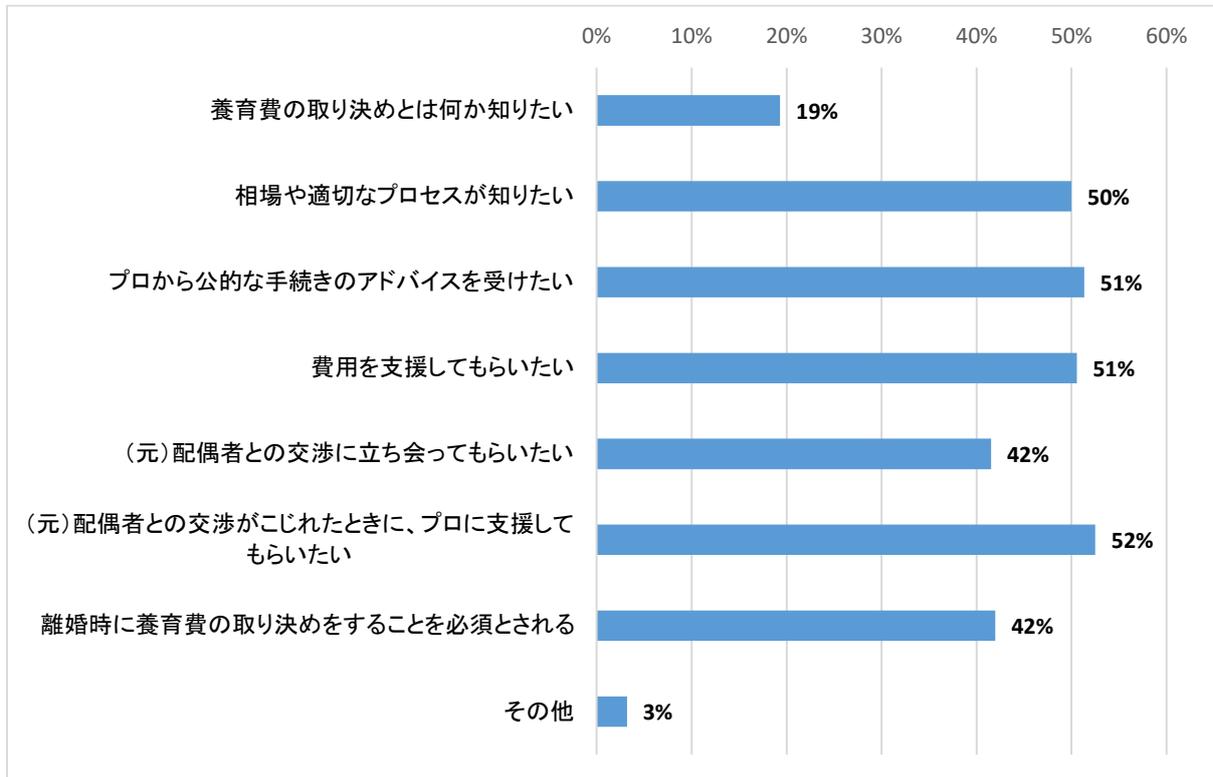
(1) 相談相手 (N=1280)

養育費について相談する場合は誰に相談するかを尋ねた。弁護士等、行政等、プロフェッショナルや公的な機関の職員が多くなっている。ひとり親が、専門的な支援を求めていることがわかる。



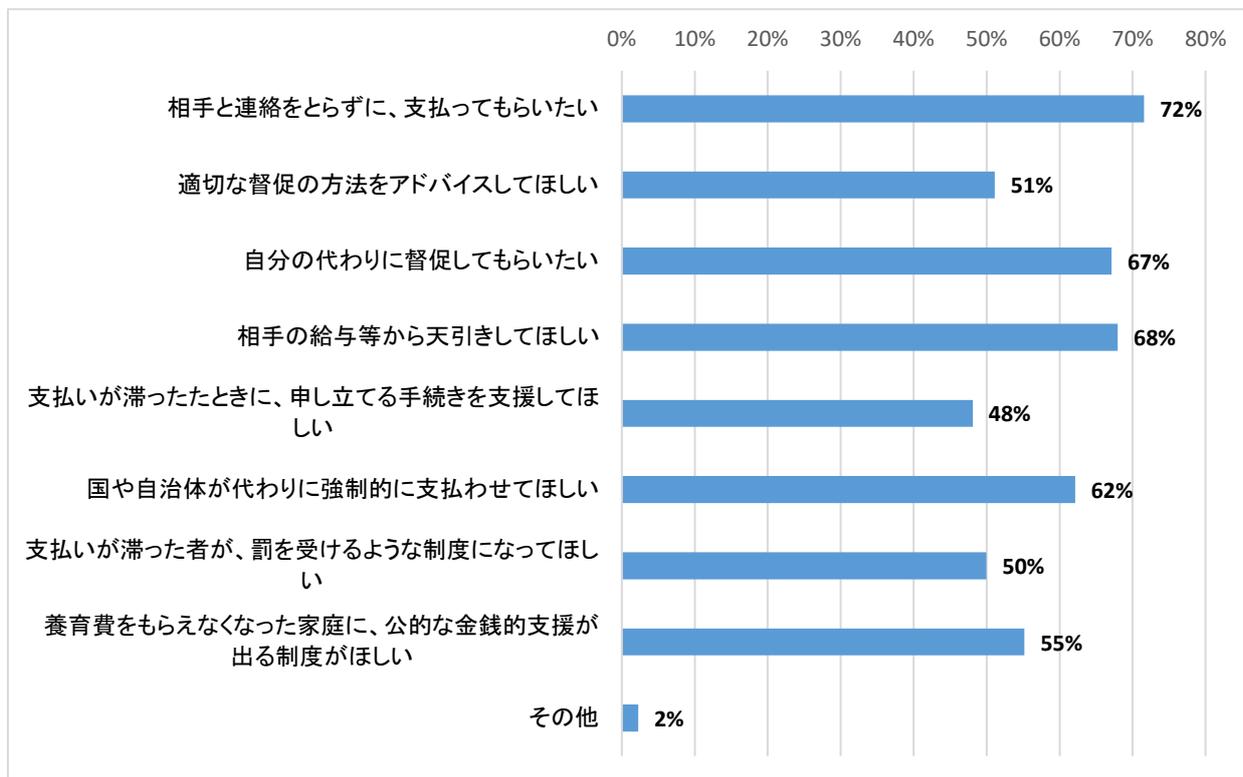
(2) 取り決めへの支援の要望 (N=1284)

取り決めをする際に、どのような支援がほしいかを質問した。交渉がこじれた際のプロフェッショナルからの支援が最多となったように、プロフェッショナルからの支援を望む声が多くなった。また、「相場や適切なプロセスを知りたい」「費用を支援してもらいたい」という声も多かった。



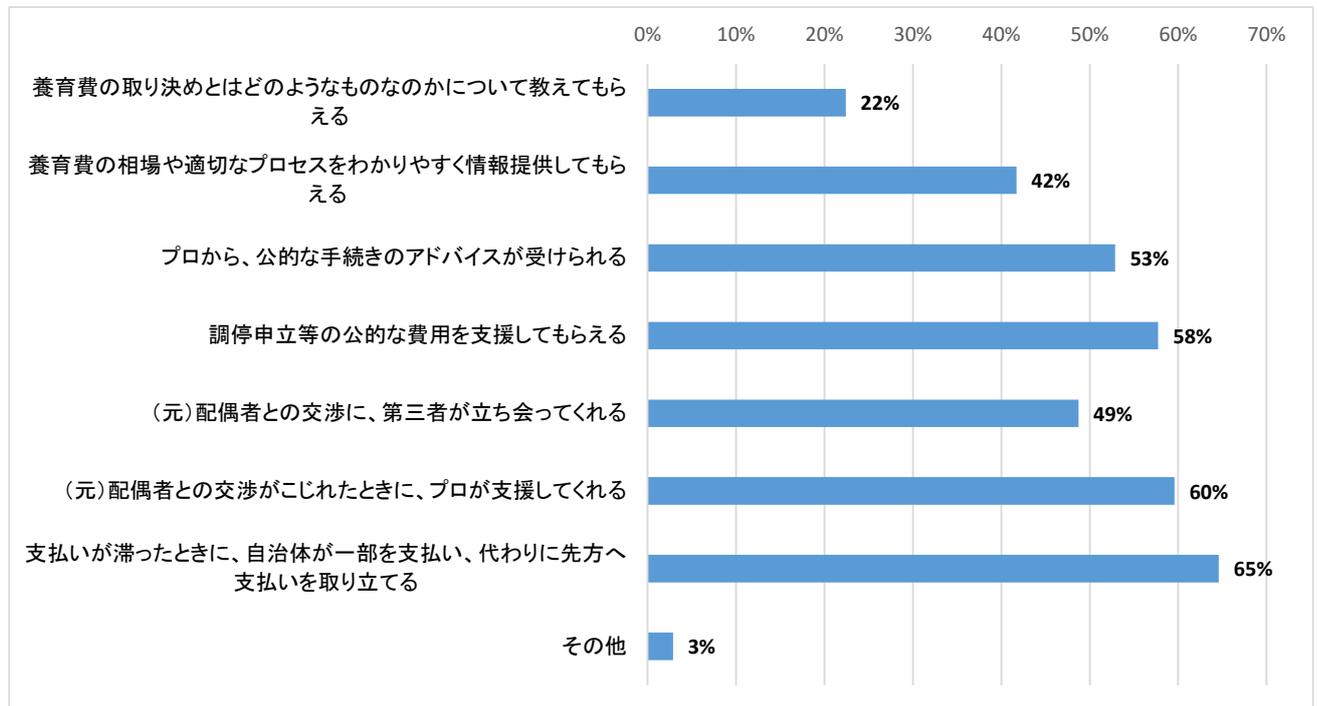
(3) 受け取りへの支援の要望 (N=1283)

受け取る際や、支払いが滞ったときに、どのような支援がほしいかを質問した。「相手と連絡をとらずに、支払ってもらいたい」「相手の給与等から天引きしてほしい」「自分の代わりに督促してほしい」「国や自治体が強制的に支払わせてほしい」などが多かった。受け取りの際に、元配偶者等との接触をなるべく減らしてほしいという気持ちがあると推測される。



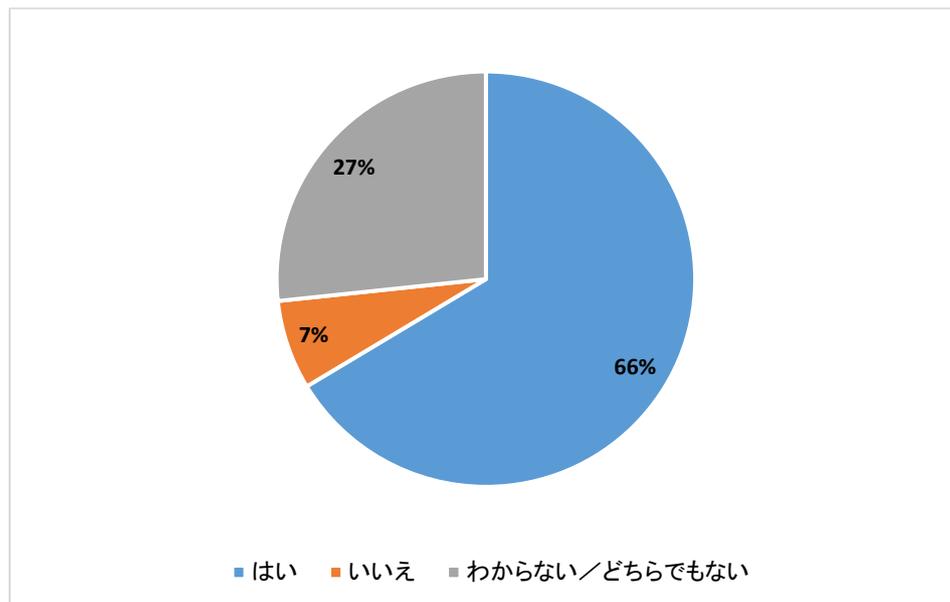
(4) 支援制度へのニーズ (N=1254)

「もし今後、次のような事業が実際の制度になったら、あなたも利用してみたいと思いますか」という形で、制度化された支援についての要望も質問した。支払いが滞ったときに自治体が肩代わりする制度、交渉がこじれたときのプロフェッショナルからの支援等、受け取りや支払いに困難が生じたときに支援を求める切迫した声があった。



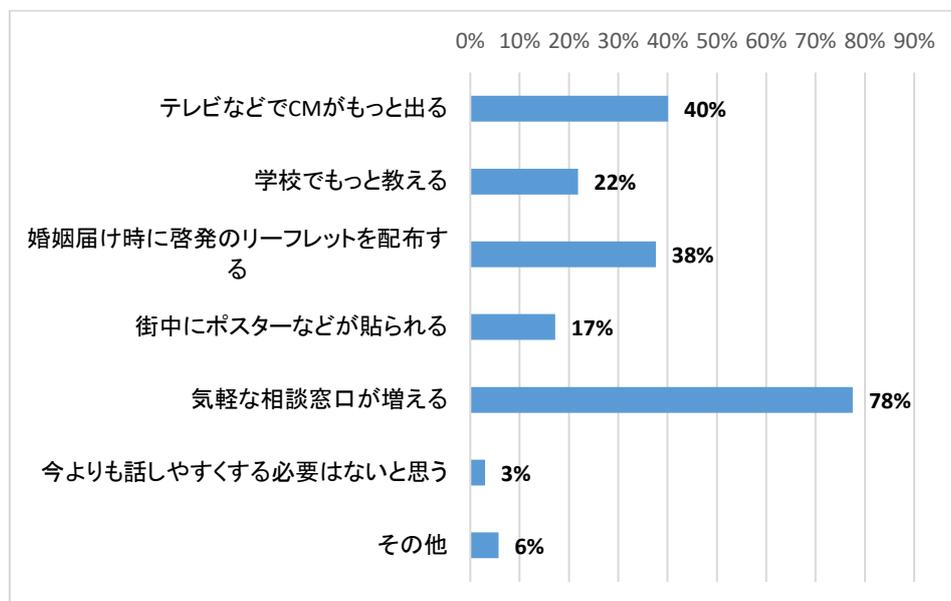
(5) 養育費についての話しやすさ (N=1293)

「養育費について、日本社会には相談しにくい雰囲気があると思いますか」という形で、社会の雰囲気について感じていることを質問した。「相談しにくい」という回答が66%にのぼった。



(6) 養育費についての話しやすさを改善する方法のアイデア (N=1271)

養育費について話しやすい雰囲気を醸成するために、どのようなアイデアがあるかを尋ねた。気軽な相談窓口が増えてほしい、という声が78%に達した。普及啓発以上に、具体的な相談が気軽にできる窓口への要望が多いことが判明した。



(7) 行政への要望 (自由記述)

養育費についての行政への要望を自由記述で尋ねたところ、568件の回答が寄せられた。以下、回答を分類し、代表的な回答を一部のみ掲載する。

- 養育費は子どもの権利（子どもに対して払われるべきもの）であることへの理解の必要性
 - 養育費は子どもの権利なので、絶対に払わないといけない世の中にしてほしい。
 - 養育費は夫婦間の問題ではなく子供のためのお金。国で、強制力のある制度を作って欲しい。
 - 元配偶者がDVの加害者だった。はじめは会うことも怖く、養育費を減額してもいい、又は貰わなくても良いとさえ思っていた。しかし、弁護士や行政に相談して考えが変わった。DVを受けたことと、子どもが将来の養育費を受け取ることとは全く関係なく、養育費は子どもにとって必要な権利だと理解した。知識不足が理由で、子どもの当たり前の権利を見過ごす世の中であって欲しくない。
 - 養育側に負担が偏らない取り決めが一般的なものである、という認識を社会に広めて欲しい。
- 養育費の支払いの義務化、自動化
 - マイナンバー制度に養育費を紐付けしてほしい。支払う側は税金と同じような仕組みで徴収されることとなればよい。
 - 相手が、養育費支払いを免れるために自己破産した事例もあるときいている。支払われない養育費は、何年経っても回収されるべきである。
 - 養育費を支払う側に支払い意思がなければ、公正証書があろうがなかろうか支払いはされない。国や自治体が、立て替えて支払い、支払わない側には罰則が適応されるような制度に、本気で変更してほしい。

- 明石市の取組のように、養育費の取り立てをしてもらいたい。
 - 公正証書を作成したが、相手の口座番号、勤務先が分からず、強制執行すらできなかった。親としての責任を果たしてほしいのに、無責任な行動を取る人がいる。
 - 履行勧告を行っているが強制力がなく、相手方も全く反応がない状況。差押には相当な金額と労力がかかる。養育費未払いに関する法整備や、未払い家庭に対する支援を早急に行ってもらいたい。
 - 扶養控除など、払っている側もしっかりとした控除などがきくとよいのではないか。支払いの義務が、当然のことと認められるべき。
 - 離婚時に初めから給料天引きされるようになるとうい。もし転職した場合にも、マイナンバーなどで自動的に養育費の支払い手続きができるようにしてほしい。会社が分からないと差し押さえできないのでは、逃げた者勝ちになってしまう。
 - 子どもがいる場合は、養育費を設定しないと離婚出来ないなど、離婚届と養育費の取り決めをセットにしてはどうか。
- 裁判所が定める養育費の金額の引き上げ
 - 裁判所で決める一人あたりの養育費が少なすぎる。
 - 養育費算定額が少なすぎる。改定されて少し上がったとは聞いているが、これで本当に子どもを育てられる金額なのか。世の中の現状に沿って、養育費の算定金額を考えてほしい。
 - 子供を育てる側にとっては、算定表の金額はあまりにも低すぎる。
 - 現在の算定表はあくまでも双方の収入に基づいているもので、実態として子供が別親に養われている時と同じレベルの生活が保障されているとは感じづらい。算定表はあくまでも手続きを簡素化するためのものであって、そこから外れた金額をもっと積極的に認めるように裁判所の意識を変えて欲しい。
 - 養育費の算定表を見直してもらいたい。先方が、離婚理由となった不貞行為の相手と再婚し、先方の家庭で子が増えたときに、扶養家族が増えたことを理由にして養育費を減額請求されたが、納得がいかなかった。
- 支払い側の事情に応じた支援
 - 自営業で過少申告している人は、算定表上非常に低い養育費となってしまう。子供の年齢ごとに統一してほしい。
 - 児童扶養手当算出の際に、養育費を含まないようにしてほしい。
 - 時間をかけて調停で決めても、相手は個人事業主として赤字申告をし、払えないと言って減額調停を起こす事が出来る。また、養育費支払っている事を理由に税務上の扶養を取ってしまう(収入が多い方に扶養は取られてしまう)。実際に子どもを育てている親が、必要額の養育費を受け取り、税務上扶養控除も認めてもらえるようにしてほしい。
 - 相手が自営業の場合、差押え等かなり難しく、費用もかかる。改善してほしい。
 - 相手が多重債務者で今現在、失踪中で、連絡ができていない。犯罪者や精神疾患など、特別な事由により支払い能力が無いケースについても、救済が行われるような制度になってほしい。
 - 元配偶者が刑に服しているため、養育費を受け取ることができない。行政に相談しても、解決できない。こういったケースの相談に乗ってくれる窓口はないか。

- 相手側の資力不足の際の支援
 - 養育費がもらえないときには、どうしたらいいか。
 - 相手が再婚し、先方に子供がいるため養育費の減額を打診されている。元配偶者には借金もあるので、今後失業や自己破産した場合などでも養育費を補償してもらえる、もしくは国が、取り決められた養育費を一括で払って、元配偶者に取りたてるなどしてくれたらと思う。
 - 養育費の取り決めの際に、役所や弁護士と話す間や、相手と交渉する際、幼い子ども達を預ける先がなく、交渉が長引いたときに精神的にも金銭的にも大変だった。交渉中は子ども達を預かってもらえるような制度がほしかった。
 - 相手に借金があり、自己破産していたので、養育費の長期支払いに非常に不安を感じていた。その際、保証人が立てられる制度があればよい。

- 過去分へのさかのぼり請求
 - 過去分も請求できる制度にしてほしい。

- 手続きの複雑さの改善
 - 強制執行の仕方がわかりづらい。もっと簡単な方法にしてほしい。

- 養育費以外の、子どものいる家庭への支援の必要性
 - 相手が無職の場合は、養育費請求が出来ないと言われ、養育費を諦めた。児童手当が中学校までなので、子どもの高校進学後、生活していけるかどうか不安。
 - 女性の賃金や管理職昇進率も男性と比べて低い。日本社会は総合的にみると、女性と子どもにとって不利に働く要素が多すぎる。
 - 児童扶養手当を受給しているが、養育費が収入として含まれてしまう。
 - 子供の大学進学に必要な費用の捻出が厳しい。合格しても仕送り等が難しい。だからといって進学を諦めさせたくないで奨学金を申し込んでいるが、結局は子供の借金になってしまう。ひとり親の子供の教育費を、もっと大胆に軽減してもらいたい。
 - 児童扶養手当が 18 歳で終わってしまうので、大学卒業まで延ばして欲しい。大学進学費用は家庭にとって大きな負担。就職しても最初の 1 年目は年収が低いので、その年齢まで支援があった方がいいのではないか。
 - 離婚後の母親は心に精神的に傷つき、働きながら 1 人で子育てをするという過酷な状態を何年間も続けている人が多い。出産後の自治体の助産師訪問のように、トータルに生活や心の問題をサポートする体制を作ってほしい。
 - 子どもが小さい間は、離婚した家族同士が同居、又は、近くに住んでコミュニケーションを取れるシェアハウスや団地のような仕組みがあるとよい。
 - 元配偶者が海外に暮らしているので、支払いが滞った場合取りたてるのが難しい。北欧のように、学費や医療費の心配なく子供を育てられる制度があればと思う。

- 柔軟に相談できる窓口への要望
 - 養育費をもらっているが、適切な金額ではないと弁護士から言われた。公正証書に定められた支払いの期日も守られていない。こうしたことを気軽に相談できる法律の窓口があればよい。
 - 子どもを抱えて仕事をしながら、公的な手続きをしたり元配偶者と交渉をしたりするのがかなり難しい。手続きの窓口は休日に対応するなど、柔軟に対応してほしい。

- 市役所に離婚窓口があるとよい。色々な手続きを教えて欲しい。
- 養育費に関する取り決めについて、離婚経験談などをネットで検索し情報を集めていた。情報が欲しい人、養育費を支払う義務のある人に正しい情報が簡単に伝わるようにしてほしい。

(以上)